

住宅向け太陽光発電設備及び蓄電池等の共同購入事業（案） 業務仕様書

宮城県・仙台市太陽光発電設備等共同購入事業（以下「本事業」という。）において、宮城県（以下「本県」という。）内の住宅等の建物へ太陽光発電設備等の購入・設置を希望する者（以下「購入希望者」という。）を募り、太陽光発電設備等の普及拡大を図るにあたり、本県及び仙台市と共同で本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、本仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1 事業スケジュール（目安）

- | | | |
|-----|------------------|----------|
| (1) | 購入希望者の募集開始 | 令和7年4月頃 |
| (2) | 施工事業者の決定 | 令和7年4月末頃 |
| (3) | 購入希望者の募集終了 | 令和7年8月末頃 |
| (4) | 購入希望者への購入意思の確認締切 | 令和7年9月頃 |
| (5) | 太陽光発電・蓄電池の設置工事期限 | 令和8年6月頃 |

※ 資源エネルギー庁の審査による遅延や購入希望者との調整に時間を要したなど、やむを得ない理由により、期限までの工事完了が困難な場合は、工事完了予定時期を本県及び仙台市へ報告の上、購入者へ説明を行うこと。

※ 再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用する場合においては、事業実施年度中に事業計画の認定取得可能なスケジュールとすること。

※ 翌年度以降のスケジュールについては支援事業者と本県及び仙台市が協議の上、設定するものとする。

2 業務内容

(1) 実施体制の構築及び統括責任者等の選任

イ 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。

業務内容について、実行性のある内容を具体的に示した事業計画書を本県及び仙台市に提出すること（任意様式）。計画書には市場調査や市場分析の結果を含めること。

ロ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。

ハ 購入希望者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するための窓口（以下「コールセンター」という。）においては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者とする。

ニ 施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認する業務責任者を選任すること。業務責任者は、その安全性、確実性を担保する必要があることから、専門的な知見を有する者とする。

ホ 実施体制について、統括責任者、業務責任者及び担当等の人員体制と、それぞれ

の経験、資格等を記載した実施体制表を本県及び仙台市に提出すること（任意様式）。

(2) 購入希望者へ提供するプラン作成及び見積書の提示

イ 購入希望者へ提供するプランは、「太陽光発電設備」、「太陽光発電設備及び蓄電池」又は「蓄電池」の 3 プランとし、太陽光発電設備及び蓄電池の種類、性能等を提示すること。

ロ V2H等については、イの3プランのオプションとして設定できるものとし、オプションのみの提供は行わない。

ハ プランで対象とする太陽光発電設備等及び蓄電池等は、日本産業規格又はこれと同等以上の民間規格等に準ずる製品であること。

ニ 購入希望者の屋根の情報により作成した概算見積書を購入希望者へ提示し、個別の見積書の作成を希望するか確認すること。

なお、概算見積書の提示の際は、購入希望者が一般的な料金プランと容易に比較し、購入の判断ができるよう配慮すること。

ホ 購入希望者が個別の見積書の作成を希望した場合、購入希望者に係る必要な情報を施工事業者へ提示できるものとし、施工事業者は現地調査を行い、購入希望者へ個別の見積書を提示すること。

へ 個別の見積書の提示に当たり、契約内容等について、施工事業者は十分に説明を行い、購入希望者へ最終的な購入意思の確認をすること。

ト 施工事業者は現地調査及び個別の見積書の提示に際し、構造安全性の確保や火災等の事故防止等、太陽光発電設備の設置に伴う注意点について適切に説明すること。

チ 支援事業者は、購入を決めた購入希望者（以下「購入者」という。）と施工事業者との間で、契約が円滑に行われるように必要なサポートを行うこと。

(3) 広告宣伝、購入希望者の募集

イ 県民等に対して、SNS、オンライン広告等効果的な広告宣伝を行うこと。

ロ 広告宣伝の内容については、本県及び仙台市と協議して定めるものとする。チラシ等の電子データはいずれも二次利用が可能なものとする。

ハ WEB広告、新聞広告等、本県及び仙台市が広告枠を確保する媒体への掲載素材を制作すること。その他、本県が有する広告媒体を活用する場合には、広報用の資料等を提供し、募集広告を掲載すること。

なお、デザインにかかる経費は支援事業者の負担とする。

ニ 報道機関等から取材の申込みがあった場合は、原則として本県及び仙台市に事前に了解を得ること。

ホ 購入希望者の募集期間中において、本事業に関心のある県民等に対して説明する機会を設けること。

(4) ホームページの構築及び運営

イ 本事業に係るWEBサイトの構築、運用及びメンテナンスを行うこと。

- ロ WEBサイトを使用して購入希望者及び施工事業者の受付を行うこと。
- ハ WEBサイトの構築、運用及びメンテナンスを行う場合は、万全のセキュリティ対策を講じること。
- ニ WEBサイトにおいては、どの広告宣伝媒体からアクセスしたかカウントできるよう構築することとし、アクセス状況について報告すること。
- ホ WEBサイトのアクセシビリティについて、JIS X8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ）の達成基準に対応させること。

(5) 施工事業者の公募及び選定等

- イ あらかじめ設定する入札参加要件に基づき、施工事業者を募集すること。
なお、支援事業者又は支援事業者と資本・人的関係にある事業者は、施工事業者として入札に参加できないものとする。
- ロ 入札参加要件について、宮城県内に営業所・事業所を有する事業者が多く参入できるよう十分配慮がなされること。
- ハ 入札参加要件の詳細については、本県及び仙台市と協議の上、決定すること。
- ニ 入札参加要件を満たした業者により入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。
なお、最も安価な入札を行った事業者と同一の価格により業務履行が可能な入札参加事業者が存在し、その必要性が認められる場合には、本県及び仙台市との協議により複数の施工事業者を選定することができるものとする。
- ホ 入札価格については、施工費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用とし一般送配電事業者に対する系統連系申込及び再生可能エネルギー固定価格買取制度の事業計画認定申請に係る費用を含むこと。
- ヘ 施工事業者の入札参加要件には、次の内容を含めること。
 - (イ) 建設業許可における電気工事業の許可を取得していること。
 - (ロ) 経営実績が健全であること。
 - (ハ) 契約履行能力があること。
 - (ニ) 施工瑕疵責任に関する保険に加入していること（生産物賠償責任保険等）。
 - (ホ) 施工に関する損害への保険に加入していること（工事保険、請負業者賠償責任保険等）。
 - (ヘ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (ト) 関係法令を遵守すること。
- ト 入札に供する太陽光発電設備については、次の要件を全て満たすこと。
 - (イ) 太陽電池モジュールについて、日本産業規格又はこれと同等以上の規格に適合していること。又はこれと同等以上の認証等を取得しており、固定価格買取

制度を適用するための太陽光パネルの形式登録（A 登録）に登録されていること。

（ロ） 『使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン』（平成 29 年 12 月一般社団法人太陽光発電協会）が示す対象物質がその含有率の基準値を超えないこと。

（ハ） 『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のガイドライン』（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）に準拠して製造・調達された製品であること。

チ 施工事業者選定の入札結果は、速やかに本県及び仙台市へ報告し、公表すること。

リ 支援事業者は施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約を締結すること。また、契約書には次の内容を明記すること。

（イ） 施工事業者が選定基準を満たしている事業者という旨

（ロ） 設置工事期限

（ハ） 個人情報保護

（ニ） 関係法令の遵守

（ホ） 支援事業者と施工事業者間の責任の区分

ヌ 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、施工事業者が誠意をもって対応すると共に、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、支援事業者へ報告することとし、必要に応じて、支援事業者と連携して対応すること。

ル 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、速やかに本県及び仙台市に報告すること。

(6) 問合せ対応

イ 購入希望者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するため、コールセンターの設置及び運用を行うこと。

ロ 本事業に関する問合せ及び苦情については、全てコールセンターで対応すること。

ハ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への業務研修を行うこと。またその内容には関係法令の最新規程に関する項目等も含めること。

ニ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

ホ 本県又は仙台市に対して問合せ及び苦情があった場合は、速やかにコールセンターが対応を引き継ぐこと。

ヘ 問合せ及び苦情が発生した日時、場所、内容等を記録して、本県及び仙台市へ報告すること。

(7) 太陽光発電設備等の施工及び監理・検査

イ 太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置するため、労働安全衛生法、電気事業法、電気工事士法及び建築基準法等の関係法令について最新の規定に適切に対応すること。また、施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認し、必要に応

じて指導及び是正指示を行うこと。

ロ 施工事業者の工事について第三者機関により施工中及び施工後の検査を行うこと。

ハ 第三者機関は次の要件を満たすこと。

(イ) 太陽光発電設備、蓄電池について、点検及び検査業務を行っていること。

(ロ) 支援事業者及び施工事業者と利害関係にないこと。

(ハ) 検査実施者は建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者を配置すること。

ニ 太陽光発電設備等の引渡し時には、支援事業者の監督のもと、施工事業者が購入者に対して、設備の取扱いや点検方法、保証内容、使用終了後の適正な処理方法（リユース、リサイクルなど）等について、十分な説明を行うこと。

(8) アンケート調査

イ 購入希望者等を対象としたアンケート調査票を作成し、回収、集計、分析を行うこと。また、アンケート回収率を上げる取組を実施すること。

ロ アンケート内容については、本県及び仙台市と協議の上、決定すること。

ハ アンケートの分析結果は、個人を特定できない形で本県及び仙台市に共有すること。

(9) 事業の収益

支援事業者の収益は、施工事業者から得る契約件数等に応じた手数料とする。

なお、手数料の金額は、施工事業者において軽減されたと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、購入者から直接利益を得る行為は禁止する。

3 事業成果物

支援事業者は、購入希望者募集実施年度分に係る施工完了後1か月以内に、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 実績報告書（事業の概要、収支状況、広告宣伝の実績、設置の実績等）

(2) チラシ等広告宣伝に係る作成物及びその電子データ

(3) アンケート等の集計結果

4 その他

(1) 支援事業者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）を遵守しなければならない。

(2) 事業成果物に係る全ての著作権は、本県及び仙台市に帰属するものとする。

(3) 事業成果物に含まれる支援事業者又は第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）の著作物は、個々の著作者に帰属するものとする。

(4) 納入される事業成果物に既存著作物が含まれる場合は、支援事業者が当該既存著

作物の使用に必要な費用及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。

- (5) 支援事業者は、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (6) 支援事業者は、事業実施に伴うリスクに対して未然に対策を講じて、適切に対処すること。

なお、本事業の実施に際し、支援事業者の責めに帰する理由により本県、仙台市、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- (7) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合又は、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、本県及び仙台市と協議の上、業務を進めることとする。
- (8) なお、本仕様書に定める事項は、協定期間内において、本県、仙台市及び支援事業者の3者で協議の上、必要に応じて見直しを図ることとする。